3　管財人　新保　克芳
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年１月25日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年４月26日から平成25年５月10日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年７月24日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年７月31日まで

東京地方裁判所民事第８部

更生手続における書面による決議に付する決定

平成２４年（ミ）第２号

北海道苫小牧市字美沢114番地１
更生会社　美々リゾート開発株式会社
1　議決権の行使方法　書面投票
2　書面投票期間　平成24年11月15日から平成24年12月10日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月29日

平成24年11月15日

札幌地方裁判所民事第４部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１号

香川県高松市勅使町212番地１
再生債務者　株式会社うどんの庄かな泉
1　主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
2　決定年月日　平成24年11月15日

高松地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第７号

札幌市西区八軒２条東５丁目３番６号
再生債務者　有限会社岩井食品
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年３月18日から平成25年４月１日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第１号

北海道旭川市３条通６丁目677番地の２プリコタワー３・６　４Ｆ
再生債務者　プリコ株式会社
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月９日から平成25年１月23日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再）第１号

愛知県安城市高棚町東山83番地
再生債務者　株式会社クレア
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月11日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月４日から平成25年１月11日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再）第１９号

大阪市中央区内久宝寺町２丁目２番１号
再生債務者　株式会社総通
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年１月28日から平成25年２月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号

神戸市中央区神戸空港10番
再生債務者　海上アクセス株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年10月17日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月17日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年12月10日

平成24年11月16日

神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号

埼玉県上尾市上町１丁目９番12号
再生債務者　上尾興業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成24年11月15日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第３号

愛媛県宇和島市保田甲1023番地１
再生債務者　株式会社リッチ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成24年11月15日　　松山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２号

神奈川県厚木市飯山172番地
再生債務者　米澤　博史
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。

平成24年11月16日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第１号

東京都港区芝３丁目５番３号金子ビル４Ｆ、再生計画認可決定時の本店所在地山梨県甲府市古上条町378番地１
再生債務者　ブリックマネジメントホールディングス株式会社（旧商号テクノスエンジ株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成24年11月12日　　甲府地方裁判所民事部

平成２３年（再）第３号

静岡県浜松市北区細江町中川7172番地2418、商業登記簿上の主たる事務所愛知県豊橋市下地町長池73番地
再生債務者　医療法人暢生堂
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行

平成24年11月15日

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３８号

仙台市青葉区旭ケ丘３丁目17番26―601号
再生債務者　西村　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月10日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１０８号

仙台市青葉区中山１丁目22番15号
再生債務者　三浦　英寿
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月10日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第６４６号

埼玉県さいたま市桜区大字下大久保910―１
再生債務者　矢島　眞二
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第６８３号

東京都大田区本羽田３―20―17―304
再生債務者　菅又　敏晃
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月17日まで

東京地方裁判所民事第20部